

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示

ページ

○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における
選挙運動等の管理に関する規程の一部改正

1

徳島県及び高知県
参議院合同選挙区
選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
田中 庄司

第31条第2項中「1万円」を「15,000円」に、「1万5千円」を「2万円」に改める。

別表第2の1のカ中「500円」を「1,000円」に改め、同カを同表の1のキとし、同表の1のオ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同オを同表の1のカとし、同表の1のエ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同エを同表の1のオとし、同表の1のウを同表の1のエとし、同表の1のイの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

別表第2の3のア中「船賃」を「船賃、航空賃」に、「第1号ア、イ及びウ」を「1のアからエまで」に改め、同表の3のイ中「1万円」を「2万円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月28日から施行する。